

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 15 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 8 月 2 日まで
③ 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで
④ 昭和 44 年 9 月 19 日から 46 年 3 月 27 日まで

社会保険事務所（当時）に年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されていることになっているが、私は脱退手当金を受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を請求する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、A社の前後に勤務した事業所に係る期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、当該事業所の後に勤務した事業所の厚生年金保険被保険者期間については、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている被保険者期間でありながら、請求期間と未請求期間があることは不自然である。

また、申立期間における最終事業所での厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金の受給要件である 24 か月に満たない 18 か月であるとともに、オンライン記録から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 44 年 9 月 19 日から申立人の整理番号より後の 100 人の被保険者記録を検証したところ、女性 35 人のうち、脱退手当金の受給要件を満たす者は 15 人であるが、そのうち当該事業所を最終事業所として脱退手当金を受給している者は申立人以外に一人であり、当該女性被保険者は、「私は、自分で脱退手当金の請求手続をした。」と回答しており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間

に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

岩手厚生年金 事案 932

第1 委員会の結論

申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、平成5年8月は28万円、同年9月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成5年8月及び同年9月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から同年11月1日まで

私は、A社に勤務したが、申立期間について、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が給与明細書と異なっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、平成5年8月1日付けの厚生年金保険月額変更届で標準報酬月額34万円と記録され、同年12月1日付けで、標準報酬月額は24万円に訂正されているところ、A社が保管する申立人に係る同年の賃金台帳の5月分の給与には決算手当が記載されており、同年8月1日付けの月額変更届は、報酬月額に決算手当を含めた額を届け出たことから、同年12月1日付けで訂正されたことがうかがえる。

また、申立人から提出された平成5年8月から同年10月までの給与明細書からは、標準報酬月額34万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、当該事業所の事務担当役員は、「当初、誤った届出を行ったので後に訂正した。その後、過大徴収した保険料を申立人に返したかどうか資料が無いので分からない。」と供述している。

さらに、申立人は、控除過大となった厚生年金保険料を還付された記憶が無いと供述している上、申立人から提出された申立期間後の給与明細書には当該保険料が事業主から申立人に還付され、又は、訂正後の期間の保険料に充当された形跡はうかがえない。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年

金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書から確認できる総支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成5年8月は28万円、同年9月は30万円とすることが妥当である。

一方、平成5年10月については、給与明細書から確認できる総支給額に見合う標準報酬月額は24万円となり、オンライン記録と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年8月1日付けの月額変更届により、同年8月及び同年9月は34万円、同年10月1日付けの同届により、同年10月からは24万円と記録されていたところ、同年12月1日に、同年8月及び同年9月の標準報酬月額は24万円に遡及訂正されているが、事業主は給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出していないことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）D営業所における資格喪失日を昭和20年12月1日に訂正するとともに、同社同支店E営業所における資格取得日に係る記録を同年12月1日に、資格喪失日に係る記録を21年2月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を、20年11月は90円、同年12月及び21年1月は110円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月1日から同年10月1日まで
② 昭和20年11月14日から21年2月1日まで

私は、A社B支店に継続して勤務したが、申立期間について厚生年金保険被保険者の記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、C社が保管する申立人の人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人が申立期間も継続して勤務し（昭和20年12月1日にA社B支店D営業所から同社同支店E営業所、21年2月1日に同社同支店E営業所から同社同支店F営業所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から判断すると、昭和20年11月は90円、同年12月及び21年1月は110円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が

申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、C社が保管する人事記録から、申立人は事務職であったことが認められることから、申立人が労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の対象となる筋肉労働者として勤務していたとは認められない。

また、厚生年金保険法（昭和 19 年法律第 21 号）に基づき、事務職を含む一般労働者が年金制度の対象とされた昭和 19 年 6 月 1 日に、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることに不備は見られないものの、同法附則第 1 条、第 3 条及び第 5 条の規定に基づき、保険料徴収及び保険給付の対象となるのは、同年 10 月 1 日以降の期間とされていることから、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間については、保険給付の対象となる被保険者期間とは認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 934 (事案 537 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 12 月 1 日から 57 年 11 月 1 日まで
② 昭和 57 年 11 月 1 日から 58 年 9 月 30 日まで

私は、昭和 56 年 9 月から 58 年 9 月までの 2 年間、A 社 B 事業所でパート従業員として勤務したが、申立期間①については、ねんきん定期便に記載された標準報酬月額が、実際にもらっていた報酬月額より低く記録されているので記録を訂正してほしい。

また、申立期間②については、厚生年金保険の加入記録が確認できなかったことから、年金記録確認第三者委員会に申立てしたところ、審議の結果、記録の訂正は必要ではないと判断された。

今回、勤務していた途中で正職員が申立事業所で勤務し始めたことを思い出した。その正職員が、自分の勤務実態について、供述してくれるはずであるので改めて申立てしたい。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①における標準報酬月額について、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、申立人が当該事業所において、一緒に勤務したとして名前を挙げた同職種の複数の元同僚の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同額である。

さらに、当該事業所に、申立人に係る厚生年金保険の届出及び保険料の控除に

ついて照会したが、「パート従業員に係る当時の関係資料は保管していないため不明である。」と回答しており、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が当該事業所において一緒に勤務したとして名前を挙げた複数の元同僚に照会を行ったものの、申立人の申立内容を裏付ける具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②に係る申立てについては、i) 雇用保険の記録と厚生年金保険の加入記録が一致すること、ii) 申立期間の一部について、申立人が配偶者の被扶養者となっていること、iii) A社は当時の資料は残っていないため、申立人の申立内容については不明と回答していること等を理由として、既に平成22年2月16日付けで当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、「私がB事業所に勤務していた昭和58年6月頃に、名前は覚えていないが、新たに正職員が勤務し始めたことを思い出した。その正職員が私の勤務状況について供述してくれるはずである。」と主張しているが、当該事業所は、「正職員の人事記録は保管しているものの、当時の正職員の入社及び異動記録については確認できなかった。」と回答している上、申立人は、当該正職員の名前を覚えていないため、照会することができず、申立人の主張を裏付ける供述を得ることはできなかった。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。